

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 欠 席	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 谷口 恵祐 藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 議事日程
 - (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第9号 農用地利用集積計画の策定について
5. その他

事務局長	<p>ただいまから令和2年度第3回目となります東彼杵町農業委員会6月期の定期総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>本日の議事録署名人は12番の俵坂委員さんと2番の森田委員さんをお願いしたいと思います。では早速議事にはいらさせていただきます。議案第7号の農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号について、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和2年6月26日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号1と2は交換による所有権の移転となります。当該農地が里郷の田1筆1,078㎡と里郷の田1筆774㎡となっております。農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。堤委員さんお願いします。</p>
堤推進委員	<p>2名ともしっかりと農家さんなので問題ないかと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他何かご意見等ありませんか。ないようでしたら許可ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引き続き農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条による賃借となっております。申請番号1は坂本郷の畑2筆4,791㎡で使用貸借となっております。申請番号2は太ノ浦郷の畑3筆6,496㎡です。申請番号3は千綿宿郷の田2筆2,308㎡です。申請番号4は坂本郷の畑4筆5,754㎡です。申請番号5は坂本郷畑4筆5,658㎡です。申請番号6は坂本郷の畑2筆3,225㎡です。申請番号7は中岳郷の畑3筆8,231㎡です。申請番号8は中岳郷の畑1筆3,131㎡です。申請番号10は畑2筆3,877㎡です。申請番号11は中岳郷の畑4筆3,885㎡です。申請番号12は中岳郷の畑12筆14,208㎡です。申請番号13は中岳郷の畑8筆9,357㎡です。申請番号14は坂本郷の畑1筆3,143㎡です。申請番号15は菅無田郷の畑2筆6,746㎡です。申請番号16は彼杵宿郷の</p>

	<p>畑 10 筆 14,917 m²です。申請番号 17 は三根郷の畑 3 筆 2,623 m²です。申請番号 18 は蕪郷の畑 1 筆 1,788 m²です。申請番号 19 は蕪郷の畑 1 筆 1,414 m²です。申請番号 20 は蕪郷の畑 1 筆 702 m²です。申請番号 21 は蕪郷の畑 1 筆 589 m²です。申請番号 22 は木場郷の畑 6 筆 1,946 m²です。申請番号 23 は木場郷の畑 2 筆 1,867 m²です。申請番号 24 は木場郷の畑 4 筆 4,073 m²です。申請番号 25 は坂本郷の畑 1 筆 2,423 m²です。申請番号 26 は彼杵宿郷の畑 1 筆 1,535 m²です。申請番号 27 は木場郷の畑 1 筆 1,994 m²です。申請番号 28 は中岳郷の畑 1 筆 1,068 m²です。申請番号 29 は木場郷の畑 1 筆 1,325 m²です。申請番号 30 は中岳郷の畑 1 筆 1,563 m²です。申請番号 31 は蔵本郷の畑 10 筆 24,357 m²です。申請番号 32 は蔵本郷の畑 1 筆 790 m²です。申請番号 33 は蔵本郷の畑 3 筆 1,713 m²です。申請番号 34 は蔵本郷の畑 2 筆 1,167 m²です。申請番号 35 は蔵本郷の畑 2 筆 726 m²です。申請番号 36 は蔵本郷の畑 1 筆 1,154 m²です。申請番号 37 は蔵本郷の畑 6 筆 2,989 m²です。申請番号 38 は蔵本郷の畑 1 筆 495 m²です。農業経営状況は記載のとおりで、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見等ありませんか。 1 から 38 について許可ということによろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>続きまして、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 8 号について、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。 令和 2 年 6 月 25 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。転用による所有権の移転でございます。当該農地が三根郷の畑 1 筆 38 m²です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日現地確認を行いました。富永委員さんお願いします。</p>
5 番富永委員	<p>午前中に 6 名で現地調査に行きましたが、特に問題はないかと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。推進委員の下野委員さんお願いします。</p>
下野推進委員	<p>なにも問題ないと思います。</p>

議長	<p>ありがとうございます。この件に関しましてなにかご意見等ないでしょうか。ないようですので許可相当ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>続きまして、農用地利用集積計画の策定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号について、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 10 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求め。令和 2 年 7 月 1 日公告予定、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地が中尾郷の田 1 筆 428 m²です。所有権の移転となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。なにかご意見等ありますか。ないようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>賃借権の設定について説明します。申請番号 1 は八反田郷の畑 6 筆 5,043 m²です。申請番号 2 は八反田郷の畑 3 筆 2,033 m²です。申請番号 3 は八反田郷の畑 2 筆 336 m²です。申請番号 4 は八反田郷畑 1 筆 1,262 m²です。申請番号 5 は八反田郷の畑 1 筆 362 m²です。申請番号 6 は八反田郷の畑 1 筆 104 m²です。申請番号 7 は瀬戸郷の田 1 筆 1,178 m²です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。なにかご意見等ありませんか。なにもないようですので許可相当ということでよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で今月の農業委員会を終了いたします。</p>